

山梨県公報

号外第五十一号

平成三十年

十二月十一日

火曜日

目次

規則

○山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二十九号

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月十一日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県地球温暖化対策条例施行規則(平成二十一年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第五条第三項第四号中「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第八条第一項第一号中「第二十一条第二号」を「第十八条第二号」に改め、同項第二号中「第二十一条第四号」を「第十八条第四号」に改め、同項第三号中「第二十一条第十号」を「第十八条第十号」に改める。

第九条第一項中「第八十六条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「第八十条第一号イ」を「第一百四十七条第一号イ」に改める。

第一号様式別紙一注5中「第16号様式1」を「第18号様式1」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番